

「相続法大改正」の影響と実務対応

相続法改正に伴う今後の実務対応について解説

民法(相続法)と関連する法律の改正が今国会で成立。38年ぶりとなる大改正では、改正項目は多岐に亘り、多くの新制度も創設。運用は来年春より一部が開始予定で、すでに金融機関では法改正に備える動きが活発化するなど、実務での対応は急務。改正項目を概説して現行法との改正点を明らかにし、今後の実務対応について解説!

ご案内

民法第5編で規定されている「相続法」の改正が今国会で行なわれ、わが国の相続制度が大変革します。

相続法制については、1980(昭和55)年に配偶者の法定相続分の引上げや寄与分制度の創設等の見直しがされて以来、38年間も大きな改正がなかったため、社会や家族のあり方など時代の変化に相続法が対応できない場面が多く見られ、より実態に即した制度改正が長らく求められていました。

例えば、「もっと簡単に遺言書を作成できないか」「自分でつくった遺言書を公的機関で保管してくれないか」「配偶者が今まで住んでいた家に安心して住み続けられるようにしたい」「事業承継のために子供の1人に会社の株を全部譲りたい」「葬式費用や生活費のために被相続人の預金を下ろしたい」「一生懸命に介護した長男の嫁にも取り分を認めてあげたい」等のような、時代の変化に合わせた相続問題を解決できるように、改正法では「配偶者居住権」「預貯金の仮払い制度」「自筆証書遺言の要件緩和」「遺留分減殺制度の見直し」等々、多くの新制度の創設や法改正が盛り込まれました。

運用は来年春より一部が開始する予定で、すでに金融機関では窓口業務をはじめとした法改正に備える動きが活発化しているなど、相続や関連ビジネスに關与する実務家は早急な対応が求められています。

本セミナーは、相続法改正の背景や今後のスケジュールを整理したうえで、各改正項目を概説して現行法からの改正点を明らかにするとともに、相続の様々な場面で想定される実務への影響と対応について解説します。

参加申込書

「相続法大改正」の影響と実務対応

●会社名(フリガナ)	●貴社業種
●所在地(〒)	●振込予定日(月 日)
	●当日現金支払い希望... <input type="checkbox"/>
	●ご担当者名()
TEL. ()	FAX. ()
●出席者名①(フリガナ)	●所属部署・役職名
●E-MAIL	
●出席者名②(フリガナ)	●所属部署・役職名
●E-MAIL	

O-0320180913-040

開催日時 **2018年9月26日(水) 13:00~17:00**

会場 **東京ガーデンパレス**

東京都文京区湯島1-7-5
TEL.03-3813-6211(代)

※詳しい会場案内図は参加証にてお知らせいたします。

参加費 **43,200円(1名様につき)**

(消費税及び地方消費税3,200円を含む)

●同一申込書にて2名様以上参加の場合、
38,880円(1名様につき)

(消費税及び地方消費税2,880円を含む)

※テキスト・コーヒー代を含む。

主催 **総合ユニコム株式会社**

東京都中央区京橋2-10-2 めり彦ビル南館6階
TEL.03-3563-0025(代) FAX.03-3564-2560

ダイレクトメールの送付先変更・中止をご希望者は、お手数ですが、封筒ラベルにご要件を記入の上、弊社企画事業部(FAX.03-3564-2560)迄ご連絡ください。

※弊社ホームページからも、本セミナーはお申込みいただけます!
<http://www.sogo-unicom.co.jp>

お申込み先 **FAXフリーダイヤル ☎ 0120-05-2560**

※FAXフリーダイヤル不通時はFAX.03-3564-2560迄おかけ直してください。

お問合せ先 ▶ 総合ユニコム(株) 企画事業部 TEL.03-3563-0099(直通)

●お申込み方法

- 左記「参加申込書」にご記入後、上記FAXにてお申込みください。参加者宛に「参加証/請求書/銀行振込用紙」をご郵送いたします。「参加証」は当日ご持参いただき、会場受付に「お名刺1枚」と共にお渡し願います。
- 開催直前や当日のお申込みもお受けいたします。その場合は、FAXにて「参加証」をご送付いたしますので、必ずFAX番号の明記をお願いいたします。なお、お支払方法につきましては、別途ご連絡させていただきます。

●参加費のお支払について

- 参加費は「請求書」到着後、原則として開催3営業日前迄にお振込み願います。
- お振込みが開催後日になる場合は、左記「振込予定日」欄にご記入ください。
- お振込手数料は貴社にてご負担願います。
- 当日現金でのお支払いも可能です。「当日現金支払い希望」欄に印をご記入願います。

●お申込者が参加できない場合について

- 代理者にご出席いただけます。既送の「参加証」と「代理者のお名刺1枚」をご持参のうえ、当日会場受付までご来場ください。

●キャンセルについて

- 開催3営業日前(土日祝日、年末年始を除く)迄に、弊社宛に「会社名/氏名/電話番号/返金先銀行口座(振込済みの場合)」を明記の上、FAX.03-3564-2560宛に必ずご連絡ください。
- 返金手数料として2,000円(1件毎)を申し受けます。なお、開催2営業日前以降のキャンセルにつきましては、全額をキャンセル料として申し受けます。その際には当日配布資料を参加者宛にご送付いたします。

●その他ご連絡事項

- お座席は受付順を基本に当方にて指定させていただきます。
- 会場内は禁煙です。講演中の録音・録画、PC・携帯電話等の使用はお断りいたします。
- ご記入いただいた個人情報は、弊社商品案内ならびにセミナーの適切な運営、参加者間の交流促進のために利用させていただきます。
- 主催者や講師等の諸般の事情により、講師変更や開催を中止する場合がございます。その際には弊社より参加者にご連絡させていただきます。なお、その際の交通費の払い戻しやキャンセル料の負担はいたしかねますので、予めご了承ください。

セミナープログラム

講師プロフィール

13:00～17:00 ※15時前後に15分間のコーヒーブレイクほか、休憩を挟みます。

I. 相続法改正の背景とスケジュール

II. 相続法改正のポイントと実務の留意点



中村 克利 (なかむら かつとし)

虎門中央法律事務所 パートナー弁護士

2002年中央大学法学部法律学科を卒業。06年東京弁護士会登録後、虎門中央法律事務所に入所。09年11月～12年6月企業の不動産ファイナンス事業部門に出向。13年11月～15年10月財務省関東財務局統括法務監査官に出向。企業の不動産ファイナンス部門での経験を活かし、不動産や不動産信託受益権に対する投融資や、不動産事業の運営に関して、証券化スキームに関する豊富な経験を踏まえたリーガルサービスを提供。また、財務省関東財務局に2年間勤務し、主に金融商品取引業者、貸金業者、信用金庫・信用組合等の監督・検査行政に携わるとともに、国指定代理人として行政訴訟を担当した経験を有する。これらの行政実務経験を活かし、行政対応に関するアドバイスを提供。

主著書に、『賃貸住居の法律Q&A(5訂版)』(住宅新報社/2014年)、『ケースで学ぶセクハラ・パワハラ・メンタルヘルス万全対策講座』(きんざい/2013年)、『不動産ファイナンスの再生・回収実務』(きんざい/2012年)があるほか、主な寄稿に「不動産ファイナンス取引におけるデフォルト時の法的諸問題」(季刊「事業再生と債権管理」第130号/金融財政事情研究会/2010年)、「倒産手続と保険」(季刊「事業再生と債権管理」2008年秋号/金融財政事情研究会/2009年)がある。

1. 遺言制度の変更

- 自筆証書遺言の要件緩和
- 自筆証書遺言の保管制度
- 遺贈(遺言によって相続人以外の者に財産を贈る)の場合の担保責任制度の変更

2. 配偶者優遇制度の概要

- 配偶者に対する生前贈与、遺贈の問題点
- 新たにできた「持戻し免除の意思表示の推定」
- 配偶者が建物に住み続けるための制度
 - ・ 配偶者の居住権(長期居住権と短期居住権)
 - ・ 居住権の成立要件
 - ・ 居住権を第三者に対抗するために
 - ・ 居住権の具体的な内容

3. 遺留分減殺請求の変更

- 物権的請求から金銭請求へ
- 遺留分を算定するための財産価格の考え方
- 遺産分割との関係
- 承継した相続債務の処理

4. 遺産分割が終わる前の預貯金の払戻しについて

- 預貯金の仮払い制度
- 家事事件手続法の保全処分の変更
- 遺産の一部分割
- それぞれのメリット、デメリット

5. 遺言執行者の権限の変更

- 遺言執行者は誰のために動く?
- 遺言執行者ができること、できないこと
- 遺言執行事務を更に誰かに委任したいときは?
- 遺言執行者がいるにも関わらず、相続人が遺産を処分したときは?

6. 相続の効力の変更

- 遺産分割と対抗要件の整備
 - ・ 不動産の場合
 - ・ 預貯金債権の場合
- 遺された借金は誰がどのように引き継ぐ?

7. 被相続人の介護等をした人に報いる制度の概要

- 新たにできた「特別寄与者」
 - ・ 「特別寄与者」になれる場合
 - ・ 「特別寄与料」はどのように計算する?
 - ・ 「特別寄与料」は誰が負担? 誰に請求する?

8. 新たな制度が適用されるタイミング